

業 務 仕 様 書

1 概要

(1) 業務名

山口県と連携した中国向け広域周遊商品造成事業委託業務

(2) 業務目的

コロナ前において、愛媛県はゴールデンルートから外れた場所に位置し、山口県は福岡県や広島県等のメジャーな観光地に囲まれていることで、旅行者の滞在期間が短く、観光消費に繋がっていないことが課題となっていた。一方、コロナ禍においても中国人の旅行熱は依然として高く、コロナ収束後には、人の多い地域を避けて、少人数の地方周遊ツアーが人気を集めると期待されている。

そこで、アフターコロナの観光需要回復を見据え、購買力のある中国人訪日旅行者をターゲットとし、福岡空港から両県を周遊する商品造成による誘客促進及び滞在日数・観光消費の増加につなげることを目的とする。

(3) 対象市場

中国

(4) ターゲット層

中国の都市部（上海・北京・広州等）に住む、訪日旅行のリピーターで、1回の旅行先における消費額が一人当たり30万円以上100万円未満のアップERMドル層

※JNTOの定義する「富裕層」は本業務のターゲットに含めない。

(5) 発注者

一般社団法人愛媛県観光物産協会（以下、「協会」という。）

(6) 連携先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会、山口県国際観光推進協議会

2 業務の内容

愛媛県・山口県の観光コンテンツで構成する訪日旅行商品が造成されることを目的として、中国現地旅行会社の商品造成担当者を招請する。

(1) 実施期間

令和5年10月（予定）

(2) 被招請者

商品造成に有用と考えられる中国現地旅行会社 4社4名

※選定した中国現地旅行会社の概要と選定理由を企画提案書に記載すること。

(3) 行程、視察箇所等

・福岡空港を起点とし、山口県及び愛媛県の周遊コースを想定した6泊7日の行程とすること。原則、山口県内・愛媛県内の宿泊はそれぞれ2泊とする。

・「大都市にはない地方ならではの魅力を体験できる、プチ贅沢な家族旅行」をコンセプトに、家族で楽しめる少人数ツアーに重点を置いた行程とし、企画提案書に記載すること。

※選定したコンテンツの選定理由も企画提案書に記載すること。

・1グループあたり4人～8人とし、移動は主に専用車を利用する旅行商品を想定する。なお、公共交通機関の利用を妨げるものではない。

(4) 宿泊、飲食、移手段等の手配

中国現地旅行会社4社4名の県内視察の受入れに必要な手配を行うこと。交通費、宿泊費、飲食費、添乗員・ガイド人件費等必要経費の明細を記載したうえで見積もりに含めること。

- ・宿泊施設は1室1名で利用することを基本とする。
また、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。
- ・食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。
- ・昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。
- ・可能な限り愛媛県及び山口県に精通した添乗員を1名手配すること。添乗員は、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

(5) アンケートの実施

- ・招請ツアー実施後、被招請者にアンケートを実施すること。アンケートの内容については、提案すること。
- ・アンケートを作成・翻訳・集計・分析・報告し、そのデータを提出すること。

(6) 情報提供等

事前に本事業の趣旨、コンセプト等について、被招請者に説明するとともに、視察先の概要、行程等招請ツアー参加にあたって必要な情報（視察先のパンフレットや資料等を含む）等について、被招請者に提供すること。

3 事業KPI

本事業にかかる定量成果について、目標値とその根拠、実績値の測定方法を企画提案書に明確に記載すること。

定量成果指標は下表のとおりである。

※括弧書きは最低目標値。

アウトプット	アウトカム
招請中国現地旅行会社数 (4社以上)	招請旅行会社造成旅行商品数 (4商品) 造成旅行商品販売人数(40人)

4 留意事項

- ・本業務の実施（被招請者選定等の事前業務を含む。）にあたっては、関係法令を順守し、協会及び連携先と協議を重ねながら、適正に履行すること。また、当初受託者から提案された企画案に修正を加えることもあり得る。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を適切に講じること。
- ・本仕様に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い提案があれば予算額の範囲内で提案すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・協会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、

報告を求めることができる。

- ・新型コロナウイルス感染症、天災その他経済情勢の激変により、本業務の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、協会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（ただし、契約限度額内とする）。

5 その他

- ・本仕様書に規定するところにより、受託者が協会に引き渡すべき成果品は、協会の所有とする。
- ・協会は成果品を公表することができる。この協会の公表権について受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。
- ・本業務に係る経理については、他の業務と明確に区別するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ・委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- ・本仕様に記載のない事項については、その都度、協会と受託者が協議して決定すること。

6 成果品

(1) 提出物

実績報告書（A 4判）紙媒体および電子媒体にて各 1 部

※電子媒体については、委託者が必要に応じて活用できるファイル形式とすること。

(2) 提出場所

一般社団法人愛媛県観光物産協会

(3) 提出期限

令和 6 年 3 月 29 日

7 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。